

第八章 危機をこえて社業打開

第八章 危機をこえて社業打開

一、新県令三島通庸

十五年一月二十八日 奈良原権大書記から、山形県令三島通庸が福島県令を兼任するに決定した旨、開成社に電信があつた。

二、共有山林処置委員

同年二月六日 柳沼恒五郎、阿部茂助両社員、山林処置委員となる。

九年三月払下官林二百六町余は開成社と地元住民の共有管理としてきたが、その後桑野村誕生で地元住民分は桑野村に移行し、同時に共有の内容を確定し、開成社所有分は八十町余となつたが、管理方法について両者の調整を欠くものがあつた。今度も監守問題が再燃し開拓の斡旋を交えて協議が行うため、開成社からは恒五郎、茂助両社員を処置委員に立てた。なお従来はこの関係の担当者は開成社事務係馬場直人であったので、この会談にも社長命令で参加し両委員と共に開成社の立場を主張した。

三、移庁運動に参加

十五年三月六日 移庁陳情書を提出した。福島県庁を安積郡郡山に誘致の運動は、かねて郡内開墾移住者団体を中心に行われていたが、三月召集の県会を機に表面化し、正式文書として三島県令に差出した。建議陳情の署名の中に開成社も総代阿部茂兵衛の名で参加しているが、開墾団体の立場から運動に協力したもの、政治的意味を敬遠して社員は直接関係することなく、団体交渉などの実際面には馬場直人が開成社を代理したようである。この運動を先駆として明治

年代中でも十数回におよぶ移転問題が起きたが、遂に成功しなかつたは公知の通りである。

四、五万円政府借入再出願

十五年八月十八日 開拓資金として政府より五万円借入の件を再出願した。さきに十三年八月十一日付で開成社が田園桑園の造成や道路開設費のため同額の借入を申請したに対し許否いすれとも沙汰がなかつたので再び出願に及んだものである。しかし、それより二か年後の十月二十八日付社誌中に、「八月中再願したる五万円の拝借金は聞届けられず」とあるから、結局この政府借入金は実現しなかつたのである。

五、安積疏水通水式協賛

十五年十月一日 安積疏水竣工し通水式が挙行された。政府直営として画期的事業であつただけに、挙式に当つては岩倉右大臣を初め宮内、大蔵、農商務の三卿ら多数の政府要人が来場し、これを祝福する十数万地方民の参集で、式場の開成館を中心に郡山一帯は空前の盛観を呈した。開成社は大神宮の臨時大祭を執行し、式典に呼応したので参拝をかねた人出で一段とぎわいを加え花火と裝飾灯で夜も繁華を極めたという。開成社は式典に総掛りで協力した。

六、共楽園の滝

現在の麓山公園に景勝をとどめる通称麓山の滝は、明治十五年九月疏水路郡山支線の一環として、多田野地内疏水路を取入口として大根、桑野、郡山方部に流水敷を延長するに当たり、郡山地内最高所の共楽園基点から落水方式が工夫され、そのために築かれた人工瀑布である。久しく共楽園の滝と呼ばれてきた。工事当局は最初弁天池に流しこむ設計を決め、工費増の高所基点を考えていなかつたが、開成社の強請をいれて変更した。いうなれば瀑布は開成社の無理押しでできたものである。開成社は何故にこの主張を通したかといえば、この分水路引用によつて所期の灌漑達成の主

たる目的の外、滝口からの落差を利用して発電事業を起したいの意図が藏されていたによる。當時正製、真製の二大蚕糸工場の外機械製糸業者が設立されていて、動力用として電力に根強い執心があり、また灯用としての利用も当然着想されていたであらう。滝の工事は十五年四月三十日に起され、完工は通水式に間に合つた。十月三日の社誌に山田内務卿来臨せられ、共楽園の瀑布を一覽するとあるによつて確かといえる。滝の功用は農業水利となり、風致区の景觀となつたが、期待の工業用開発電は青写真で終り、遂に実現に至らなかつたは何より現状がよく証明している。滝は開成社の形身の一つである。

七、電信分局の設置促進

十六年一月八日 電信分局設立促進の追願を行う。昨年五月中郡山村を中心として人口戸数の増加、商業取引の幅^{ひろ}をあげて電信網の架設を必要とし開成社が申請したに対し当局の回答未だしあつたが、その後こうした公共機關は一社の要求にとどまらない社会公衆のためと痛感した郡当局が乗出し、郡長原純が追願の大書を携えて上京した。

八、開拓地売却の緊急会議

十六年一月二十日 緊急会議を開き開成社拓地処分についての重要問題を討議した。さきの五万円の政府借入金による社業整理計画は、借入不調に帰し家屋六十戸の大改修等当面する諸入費は、社員の醸出によつてやりくことになつたが、社業十年の間には社員の財力状態にも異変が起きていた、一つには時世の影響が左右した。

社員中には地元生産の生糸を商売とするもの多く、その一人が在庫生糸五千円を火災で失い、數人は横浜出荷品が輸出価格の変動で損害をうけ、さらに當時洋銀（外貨）の大暴落で同業者すべてが莫大な損傷を負うなどで從来有力なこれら社員の痛手は、開成社維持に波及した。これがため渋滞がちであつた開拓関連諸般の新增設、改善等に十分の手当はできかねた。

物産方にも多額の借金があり、その元利返済に社員は毎月百円ずつ支出することになっているが、これとて至難とする社員もいた。諸修復費にも月々二百円の醸出が決められたのは、五万円借入不能後で社員負担は増す一方、この所開成社は極度の資金難から経営行詰りを深刻化していた。

社長阿部社長並鳴原の両首脳ら幹部社員はこの打開に寄々協議を重ねた末、全社員の了簡を求めるべく緊急総会となつた。

阿部社長は挨拶の中で

この非常の場合に際し開拓の方々を顧れば、事業は却歩し、之を維持せんとするも以前の如く物産方において入費を立替え社員の都合を計る能わざるに至れり、而して社員も又浮沈多く月賦金も延納するに至り、舉業上の苦難言語に絶せり、桑田に馬耕を施すも本年は耕馬甚だ衰え、之も交代するに非ざれば施す術なし、之により将来の方法を議せんため來会を乞いしなり、と述べた。

社長の辞に対し社員発言して

拝借金（五万円のこと）の許可なきにおいては到底維持するの目途なし、願くは良き価を以て之を売却する方法なきや
社長答えて

この開拓は容易ならざるもの、我等の名譽となり莫大の賞典を蒙る。数年を出でずして他へ売却するは政府への憚りあり、且つ外聞を如何せん。然れども宮内省或は皇族にて事情を察せられる時は本社の恥辱に非ず、宜しく之を考慮すべし。唯だ買上を乞うに其金額を定めざれば処置に苦しむ。諸員其程度は如何せん。

社員発言し

近來田圃大いに下落し、新開地の如きは値ありて無きが如し、社長工風ありとせば其意見に任すべし。

社長答う

新地値なしといえども購売人によりて値あり、故に三万円と程度を定め之より上ることを工風し、周旋の入費の外は之

を物産方多年の費用として差出すは如何が

社員一同発言し

三万円は難しとする所なり、況や余金おやこの事すべて社長に委任す。

右によれば、この時期には開墾地を売却して借金の整理をするところまで追いつめられていたことになる。しかしさすがに売却は実行に至らず、開拓総反別百三十四町歩余はその後も健在であつたは、後掲資料によつて明かである。

九、移庁建議書提出

十六年三月二十四日 馬場直人開成社を代理し県庁移転建議書を三島県令に提出した。移庁問題には阿部社長が積極的に協力し、各種開墾社とは別に今泉久三長戸長、安積郡有志代表の駒屋村山岡友次郎と会談を重ねてきたがその結果、地元住民として移庁願望の意志を表明したものである。社長の熱心に同調し社員多数も移庁問題に关心を持つようになつていた。

一〇、電信分局設置認可

十六年四月十三日 電信分局設置決まる。郡山電信分局は、安積郡役所が申請代表の開成社と共に早期実現方を当局に陳情してきたが、本日認可の指令が郡役所を通じ示達された。

一一、官林共有紛争和解成る

同年四月十三日 開成社と桑野村共有の払下官有林二百余町歩は、さきに開成社が八十町歩を残余は桑野村所有として一応面積上の分割決定したが、地域不定のため相互管守の点に紛争があり、この処理のため開成社は特に委員を設けて交渉中であつたが、たまたま新任郡山警察署長樺山警部が斡旋に乗り出し交渉の推進役となつて收拾に尽力した結果、

両者の和解に達したのがこの日である。多年の迷霧晴れたりとして喜んだ開成社は二百円を桑野村小学校に寄付して襟度を示した。